

事 務 連 絡

平成21年9月2日

(社) 佐賀県建築士会 様

佐賀県県土づくり本部建築住宅課長

「佐賀県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」及び
「佐賀県建築士事務所の監督処分の基準」について (送付)

本県の建築行政につきましては、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、別添のとおり、「佐賀県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」及び「佐賀県建築士事務所の監督処分の基準」を制定しましたので、送付します。

なお、県のホームページにおいて、各処分基準を公開していますので、会員のみなさまへもお知らせください。

<http://www.pref.saga.lg.jp/>

佐賀県庁ホームページ>くらしと教育>住まい・建物>建築士・建築士事務所に関する情報>建築士法に関する情報 (建築士の皆さまへのお知らせ)

建築指導担当

TEL0952-25-7165



「佐賀県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」及び
「佐賀県建築士事務所の監督処分の基準」の制定について（概要）

1. 制定の趣旨

これらの基準は、建築士法第10条第1項の規定に基づく建築士の懲戒処分または同法第26条第1項及び第2項の規定に基づく建築士事務所の監督処分を行う場合の基準を定めることにより、二級建築士及び木造建築士並びに建築士事務所の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、業務の適正を確保することを目的とする。

県では、「佐賀県二級建築士及び木造建築士の処分基準」（平成14年9月11日制定）及び「佐賀県建築士事務所の処分基準（平成14年9月11日制定）」を制定している。

しかしながら、構造計算書偽装問題を契機として、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」（平成19年6月20日施行）や「建築士法等の一部を改正する法律」（平成20年11月28日施行）が相ついで施行されたことから、新たに設けられた規定に対応した懲戒事由を追加するなど、処分基準の見直しを行うものである。

（国の新たな「一級建築士の懲戒処分の基準」は、昨年11月28日付けで施行済。）

2. 法改正に伴う懲戒事由の追加項目（共通）

【建築士法違反関係】

（平成19年6月20日施行分）

- ① 構造計算による安全性確認証明書の交付義務違反（第20条第2項）
- ② 違反行為の指示等（第21条の3）
- ③ 信用失墜行為（第21条の4）
- ④ 建築士が建築士事務所の開設者である場合の年次報告書未提出（第23条の6）

（平成20年11月28日施行分）

- ① 指定登録機関の秘密保持義務違反（第10条の8第1項等）
- ② 指定試験機関の秘密保持義務違反（第15条の5第1項等）
- ③ 指定事務所登録機関の秘密保持義務違反（第26条の3第3項）
- ④ 登録講習機関の地位の承継の届出義務違反（第10条の27）
- ⑤ 試験委員の不正行為（第15条の4等）
- ⑥ 構造設計図書への表示義務違反（第20条の2第1項）
- ⑦ 構造設計一級建築士への確認義務違反（第20条の2第2項）
- ⑧ 構造設計図書の適合確認・記名・押印義務違反（第20条の2第3項）
- ⑨ 構造設計一級建築士証の提示義務違反（第20条の2第4項）
- ⑩ 設備設計図書への表示義務違反（第20条の3第1項）
- ⑪ 設備設計一級建築士への確認義務違反（第20条の3第2項）
- ⑫ 設備設計図書の適合確認・記名・押印義務違反（第20条の3第3項）
- ⑬ 設備設計一級建築士証の提示義務違反（第20条の3第4項）
- ⑭ 定期講習受講義務違反（第22条の2）

- ⑮ 管理建築士講習受講義務違反（第 24 条第 2 項）
- ⑯ 再委託の制限違反（第 24 条の 3）
- ⑰ 重要事項説明義務違反（第 24 条の 7 第 1 項）
- ⑱ 建築士免許証等の提示義務違反（第 24 条の 7 第 2 項）

【建築基準法違反関係】（平成 20 年 11 月 28 日施行分）

設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違反（基準法第 5 条の 4 第 2 項、第 3 項）

【不誠実行為関係】（平成 20 年 11 月 28 日施行分）

重要事項の説明の欠落

3. 処分基準の明確化等

【建築士の懲戒処分の基準関係】

- ① 違反設計行為に係る基準の見直し（1 区分⇒2 区分）

（ア）建築物の倒壊・破損、人の生命・身体への危害の発生に繋がるおそれのある
技術基準規定違反の設計等 業務停止 6 月～12 月

（イ）上記以外の違反設計 業務停止 3 ヶ月（変更なし）

- ② 建築士の処分基準の加減事由項目の見直し

加減事由の内、「違反の結果」「行為に対する処分」を「社会的影響」「その他」
に整理

【建築士事務所の監督処分の基準関係】

- ① 過去に処分等を受けている場合の基準の見直し

過去に二度処分を受けているときの処分等の基準を追加

- ② 処分等に伴う措置の明示

処分時の説諭、監視等の指導方法

4. 施行期日等

（1）各処分基準は、平成 21 年 9 月 1 日施行

（2）「佐賀県二級建築士及び木造建築士の処分基準」（平成 14 年 9 月 11 日制定）及び「佐賀県建築士事務所の処分基準（平成 14 年 9 月 11 日制定）」は廃止する。

佐賀県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準

1 趣旨

本基準は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づく懲戒処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、二級建築士及び木造建築士の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、二級建築士及び木造建築士の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「免許取消」とは、法第 10 条第 1 項の規定に基づき行う免許の取消しをいう。
- (2) 「業務停止」とは、法第 10 条第 1 項の規定に基づき行う業務停止の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第 10 条第 1 項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第 10 条第 1 項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

二級建築士及び木造建築士の業務の適正を確保するため、二級建築士及び木造建築士が、法第 10 条第 1 項に規定する懲戒事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、表 1 「ランク表」に掲げる懲戒事由に対応するランクを基本に、下記 (2) 及び (3) を勘案して処分等のランクを決定したうえで、表 3 「処分区分表」によって決定するものとする。

(2) 複数の懲戒事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の懲戒事由（表 1 に掲げる懲戒事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い懲戒事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い懲戒事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の懲戒事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為と見なしてランクを決定することができる。

(3) 個別事情によるランクの加重又は軽減

懲戒事由に該当する行為について、表2「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記(1)から(3)により今回相当とされる処分等のランクに、表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクを加重したうえで、決定するものとする。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、懲戒事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 懲戒事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

懲戒事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら懲戒事由に該当する行為を行わず、建築士として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りではない。なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

6 施行期日等

(1) この基準は、平成21年9月1日から施行する。

(2) 佐賀県二級建築士及び木造建築士の処分基準(平成14年9月11日制定)は廃止する。

表1

ラ ン ク 表

懲戒根拠	懲戒事由		関係条文	ランク	
建築関係法令違反 (建築士法10条 第1項第1号)	建築士法違反	1	業務停止処分違反	10①	16
		2	指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反 (指定登録機関等の役職員等として)	10の8①、 10の20③、 15の5①、 15の6③、 26の3③	4
		3	登録講習機関の地位の承継の届け出義務違反 (地位を承継した者として)	10の27②、 22の3②、 26の5②	4
		4	試験委員の不正行為	15の4、 15の6③	4
		5	違反設計 (建築物の倒壊・破損、人の生命・身体への危害の発生に 繋がるおそれのある技術基準規定違反の設計・適合確認等) (上記以外の違反設計・違反適合確認)	18①	9~15 6
		6	工事監理不履行・工事監理不十分	18③	6
		7	無断設計変更	19	4
		8	設計図書の記名・押印不履行	20①	4
		9	安全性確認証明書交付義務違反	20②	6
		10	工事監理報告書の未提出、不十分記載等	20③	4
		11	建築設備資格者の意見明示義務違反	20⑤	4
		12	名義借り	20①③ 20の2①② 20の3② 24①	6
		13	名義貸し	20①③ 20の2③ 20の3①③ 21の2 24の2	6
		14	違反行為の指示等	21の3	6
		15	信用失墜行為	21の4	4
		16	定期講習受講義務違反	22の2	2
		17	設計等の業務に関する報告書未提出	23の6	4
		18	無登録業務	23、23の10	4
		19	虚偽・不正事務所登録	23の2	4
		20	事務所変更届懈怠、虚偽報告	23の5①	4
		21	管理建築士不設置	24①②	4
		22	管理建築士事務所管理不履行	24③	4
		23	再委託の制限違反	24の3	4
		24	事務所の帳簿等不作成、不保持	24の4	4
		25	事務所標識非掲示	24の5	4
		26	業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、 虚偽記入	24の6	4

懲戒根拠		27	重要事項説明義務違反	24の7①	4
		28	建築士免許証等の不提示	24の7②	4
		29	業務委託等の書面の交付義務違反	24の8	4
		30	事務所閉鎖処分違反	26②	16
		31	事務所報告、検査義務違反	26の2	4
		32	建築士審査会委員の不正行為	32	4
	建築基準法違反	33	設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違反	5の4	6
		34	無確認工事等	6、7の3	6
		35	違反工事	各条項	6
		36	工事完了検査申請等懈怠	7、7の3	4
		37	是正命令等違反	9	6
		38	確認表示非揭示	89①	4
	上記以外の建築関係法令違反	39	建築確認対象法令違反		3~6
不誠実行為 (建築士法第10条第1項第2号)	40	虚偽の確認通知書等の作成又は同行使		6	
	41	無確認着工等容認		4	
	42	虚偽の確認申請等		6	
	43	工事監理者欄等虚偽記入		6	
	44	管理建築士専任違反		4	
	45	管理建築士への名義貸し		6	
	46	重要事項説明の欠落		4	
	47	その他の不誠実行為		1~6	

(注) 上表に具体の記載のない行為については、上表中の最も類似した行為の例によること

表2

個別事情による加減表

項目	内容	加重・軽減
行為者の意識	○重大な悪意あるいは害意に基づき行為	+3 ランク
	○行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	▲1～▲3 ランク
行為の態様	○違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	▲1～▲3 ランク
	○暴力的行為又は詐欺的行為	+3 ランク
	○法違反等の状態が長期にわたる場合	+3 ランク
	○常習的に行っている場合	+3 ランク
是正等の対応	○速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合	▲1 ランク
	○処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	▲1 ランク
社会的影響	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+3 ランク
その他	○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

表3

処分区分表

処分等のランク	処分等の内容	処分等のランク	処分等の内容
1	文書注意	9	業務停止6月
2	戒告	10	業務停止7月
3	業務停止1月未満	11	業務停止8月
4	業務停止1月	12	業務停止9月
5	業務停止2月	13	業務停止10月
6	業務停止3月	14	業務停止11月
7	業務停止4月	15	業務停止12月
8	業務停止5月	16以上	免許取消

※ 業務停止期間については、暦に従うものとする

表4

過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等 今回相当処分等	文書注意 (ランク1)	戒告 (ランク2)	業務停止 (ランク3~15)	免許取消 (ランク16以上)
文書注意 (ランク1)	+1ランク (+2ランク) +3ランク (+4ランク)			
戒告 (ランク2)				
業務停止 (ランク3~15)				
免許取消 (ランク16以上)	免許取消			

() は過去の処分の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合

- (注1) 過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合は、上表中の()のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の懲戒事由が表1のランク6以上に該当し、今回も同表のランク6以上に該当する場合は、免許取消を行うものとする。
- (注2) 過去の処分等が今回の懲戒事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の懲戒事由が表1のランク6以上に該当する場合は軽減しない。

備考

- 「建築関係法令」とは、建築士法及び建築に関する他の法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定をいい、建築物を建築するに当たって守らなければならない法令で、建築士法及び建築基準法その他、消防法、宅地造成規制法、都市計画法及び建設業法等の建築関係規定を指す。
- 「建築関係法令違反」とは、建築士の業務の遂行に当たって建築関係法令に違反する場合の他、施工者、建築主等として違反した場合及びそれらの共犯等に相当する場合を含む。
- 懲戒事由の説明
表1のランク表に列挙しているものの説明については、概ね次のとおりである。

(1) 建築士法違反

1. 業務停止処分違反

業務停止処分に違反した場合

2. 指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反

建築士である指定登録機関、指定試験機関若しくは指定事務所登録機関の役職員又はこれらであった者が、秘密を漏らした場合

3. 登録講習機関の地位の承継の届け出義務違反

建築士である登録講習機関の承継者が、地位の承継の届け出を行わなかった場合

4. 試験委員の不正行為

建築士である試験委員が、試験に関し不正な行為をした場合

5. 違反設計

法令又は条例の定める建築物に関する基準に違反する設計を行った場合

6. 工事監理不履行・工事監理不十分

法に定める工事監理を十分に行わず、あるいは工事が設計図書のとおりに行われていないと認めたにもかかわらず、工事施工者に注意せず、また工事施工者がこれに従わないにもかかわらず、建築主に報告しなかった場合

7. 無断設計変更

他の建築士の設計をその者の承諾なく変更したような場合

8. 設計図書の記名・押印不履行

建築士が、その作成した設計図書に記名及び押印をしなかった場合

9. 安全性確認証明書交付義務違反

構造計算書によって建築物の安全性を確かめていないのに、虚偽の証明書を交付したような場合

10. 工事監理報告書の未提出、不十分記載等

工事監理報告書を提出しなかった場合及びこれに虚偽の記入又は不十分な記入をした場合

11. 建築設備資格者の意見明示義務違反

建築設備資格者の意見を聴いたにもかかわらず、その旨設計図書、工事監理報告書等に明らかにしなかった場合

12. 名義借り

建築士が、他の建築士の承諾を得て、あるいは無断で、当該建築士の名義を借用し、建築確認申請書等における申請代理人、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者や管理建築士として使用したような場合

13. 名義貸し

建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を、建築確認申請書等における申請代理人、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者として使用することを許したような場合

14. 違反行為の指示

建築士が、建築基準法等の違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしたような場合

15. 信用失墜行為

建築士が、建築士の信用又は品位を害するような行為をした場合

16. 定期講習受講義務違反

建築士が、受講に係る注意を無視する、受講を拒否する等の悪質な態様で定期講習を受講しなかった場合、特段の理由もなく繰り返し一定期間内に定期講習を受講しなかった場合など、定期講習を受講しなかった場合

17. 設計等の業務に関する報告書未提出

建築士たる建築士事務所の開設者が、設計等の業務に関する報告書を提出しなかった場合

18. 無登録業務

建築士事務所の登録を受けず又は更新の登録を受けず、他人の求めに応じ報酬を得て設計、工事監理等の業務を行った場合

19. 虚偽・不正事務所登録

建築士たる登録申請者が、虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録を受けた場合

20. 事務所変更届懈怠、虚偽報告

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の変更の届出を怠った場合又は虚偽の変更届を行った場合

21. 管理建築士不設置

建築士たる建築士事務所の開設者が、専任の管理建築士をおこななかった場合、又は管理建築士講習を受講していない者を管理建築士としておいていた場合

22. 管理建築士事務所管理不履行

専任の管理建築士が、事務所管理を行わなかったような場合

23. 再委託の制限違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理業務を、建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合

建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた一定規模以上の共同住宅等の設計又は工事監理業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合

24. 事務所の帳簿不作成、不保存

建築士たる建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合

25. 事務所標識非掲示

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合

26. 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置かず、又は閲覧をさせなかった場合

27. 重要事項説明義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合

28. 建築士免許証等不提示

管理建築士等が、重要事項の説明の際、建築士免許証等を提示しなかった場合

29. 業務委託等の書面の交付義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築主から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主に交付しなかった場合

30. 事務所閉鎖処分違反

建築士が、建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合

31. 事務所報告、検査義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者あるいは管理建築士が、建築士事務所に対する報告の求めに応じず、又は検査を拒んだ場合

32. 建築士審査会委員の不正行為

建築士たる建築士審査会委員又は試験委員が、その事務の施行に当たって不正の行為をした場合

(2) 建築基準法違反

33. 設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違反

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築士の設計、構造設計一級建築士の構造設計若しくは確認した構造設計、設備設計一級建築士の設備設計若しくは確認した設備設計、又は工事監理者によらなければならない工事をこれによらずにした場合

34. 無確認工事等

建築士たる建築主あるいは施工者が、無確認で工事を行った場合又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事を続行した場合

35. 違反工事

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築基準関係規程に違反する工事を行った場合

36. 工事完了検査申請等懈怠

建築士たる建築主が、工事完了検査等の申請をしなかった場合

37. 是正命令等違反

建築士が、建築主、施工者、現場管理者等として受けた是正命令・工事停止命令等に違反した場合

38. 確認表示非掲示

建築士たる施工者が、確認の表示をしなかった場合

(3) 不誠実行為

40. 虚偽の確認通知書等の作成又は同行使

建築士が、虚偽の確認通知書等を作成し、何らかの目的をもって対外的に使用した場合

41. 無確認着工等容認

建築に関する手続の代理を行う建築士あるいは建築士たる工事監理者が、無確認で工事が行われること又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認したような場合

42. 虚偽の確認申請等

実際に建築する内容と異なる建築計画により確認申請をした場合や虚偽の中間検査又は完了検査を申請した場合

43. 工事監理者欄等虚偽記入

工事監理者に就任する意思がないあるいはその意思があっても建築主と工事監理者に就任することの合意が全くないにもかかわらず、確認申請書・工事完了検査申請書等の工事監理者欄に自己の名称を記入する等、確認申請書等に虚偽の記入をした場合

44. 管理建築士専任違反

管理建築士が、業務を専任で行わなかった場合

45. 管理建築士への名義貸し

建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を管理建築士として使用することを許したような場合

46. 重要事項説明の欠落

管理建築士等が、重要事項の説明をしない又は行ったが不十分な場合

佐賀県建築士事務所の監督処分の基準

1 趣旨

本基準は、佐賀県知事登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の開設者等に対して、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項又は 2 項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消」とは、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づく処分に至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、建築士法第 26 条第 1 項又は第 2 項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 監督処分等の基準

(1) 一般的基準

建築士事務所の監督処分等は、別表第 1 の基準により行うものとする。

(2) 複数の懲戒事由に該当する場合の取扱い

二以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うものとする。（例えば、文書による注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録の取消とする等。）

(3) 個別事情によるランクの加重

違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分を行うものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に監督処分等（文書による注意にあっては、2 年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者に対しては、別表第 2 の基準により監督処分を行う

ものとする。

5 処分等に伴う措置

- (1) 建築士事務所の開設者に対して処分を行うに当たっては、本人(法人である場合は、その代表者)及び管理建築士を出頭させ、処分等の理由を具体的に指摘して、今後不適切な行為のないよう厳に説諭するものとする。
- (2) 建築士事務所の開設者に対して戒告以外の処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があった場合は、告発するものとする。

6 施行期日等

- (1) この基準は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。
- (2) 佐賀県建築士事務所の処分基準(平成 14 年 9 月 11 日制定)は廃止する。

別表第1

基準表

処分事由		関係条文		処分事由 対象	処分等の基準	
法第26条第1項の各号				開設者	登録取消	
法第26条 第2項の各号	第1号	法第23条の4 第2項	1号	法第8条1号	開設者	開設者である建築士の懲 戒処分に準じた処分
				法第8条2号		
				法第8条3号		
	第2号	3号				閉鎖又は登録取消
						閉鎖又は登録取消
	第2号	法第23条の5第1項		開設者	文書注意、若しくは戒 告又は閉鎖	
	第3号	法第24条の2～第24条の8		開設者	閉鎖又は登録取消	
	第4号	法第10条第1項		管理建築士	管理建築士の懲戒処 分に準じた処分	
	第5号	法第10条第1項		所属建築士	※文書注意、若しくは 戒告又は閉鎖	
	第6号	法第3条第1項 法第3条の2第1項、第3項		管理建築士	戒告又は閉鎖	
第7号	法第3条第1項 法第3条の2第1項、第3項		所属建築士			
第8号	法第3条第1項 法第3条の2第1項、第3項 法第3条の3第1項		所属者			
第9号	法第26条第2項の事務所閉鎖命 令に違反したとき		開設者又は 管理建築士	登録取消		
	法第26条の2第1項による報告の 求め又は検査に応じないとき			戒告又は閉鎖		
第10号			開設者	文書注意若しくは戒 告、閉鎖又は登録取消		

※ 所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の建築士事務所
の業務における位置付け等を勘案する。

別表第2

過去に処分等を受けている場合の基準表

処分事由	処分等の基準
1 別表第1の基準により文書注意が相当であるとき (1) 過去に一度処分等を受けているとき (2) 過去に二度処分等を受けているとき	戒告 閉鎖
2 別表第1の基準により戒告相当であるとき (1) 過去に一度処分等を受けているとき (2) 過去に二度処分等を受けているとき	3月以内の閉鎖 3月以上1年以内の閉鎖又は登録取消
3 別表第1の基準により閉鎖が相当であるとき	相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録取消
4 別表第1により登録取消が相当であるとき	登録取消